

掛川特別支援学校いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より）

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こるものであるという基本認識に立ち、職員だけでなく子供たちも「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。そして、すべての児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れるように保護者や地域の方々、関係機関と連携しながら、いじめの未然防止に努める。

また、いじめが疑われる場合には、特定の教員が抱え込まないよう学校全体で組織として対応し、いじめの解消と再発防止に努める。

2 いじめ防止のための具体的な取り組み

(1) 未然防止のために

- ① 児童生徒が「できる状況」を作り、生き生きと取り組む学習活動の展開
 - ア 主体的な取り組みを引き出す授業や感動したり、表現を楽しんだりする活動を大切にする。
 - イ 様々な体験活動やいろいろな年代の人と関わる活動を取り入れ、自分で「考える」「決める」「選ぶ」ことができる指導を展開する。
- ② 児童生徒の人権の尊重
 - ア 児童生徒の良さや可能性を最大限に引き出すとともに、思いや表現を受け止めるよう心掛ける。
 - イ 自他を認め互いに尊重することを大切にした指導を行い、望ましい人間関係づくりや安心して自己表現ができる集団づくりに努める。
- ③ 職員の意識の向上
 - ア 職員は、常に人権感覚を磨くとともに、気持ちが通じ合う風通しの良い組織づくりを行う。
 - イ 相手の立場に立った言動を心掛け、気になることは互いに早期に確認し合い周囲に報告や相談をする。
 - ウ 学部会や学年会等で児童生徒への関わり方や支援の仕方について話し合う機会を設け、相互に確認し合う。

(2) 早期発見のために

- ① 日頃の観察
 - ア 常に児童生徒の様子に目を配り、細微な変化や表れについて学級や学年の職員と共通理解しておく。

イ 児童生徒との信頼関係の構築に努めると共に、長期欠席の児童生徒の状況を把握する。

② 保護者との連携

担任は、児童生徒の学校での状況を保護者に伝えると共に連絡ノート等を活用し児童生徒の家庭の情報を収集する。また、個別面談等では保護者の思いを受け止めると共に気になることについて気軽に相談できるような信頼関係を構築する。

3 いじめに関する対応

(1) 「人権尊重教育推進委員会及びいじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の委員は、以下のものとする。

<校内委員> 校長、副校長、教頭、学部主事、肢体主任、教務課長、生徒指導課長、(養護教諭)、(学年主任等)

<校外委員> PTA会長、(必要役員)、その他校長が必要と認める者

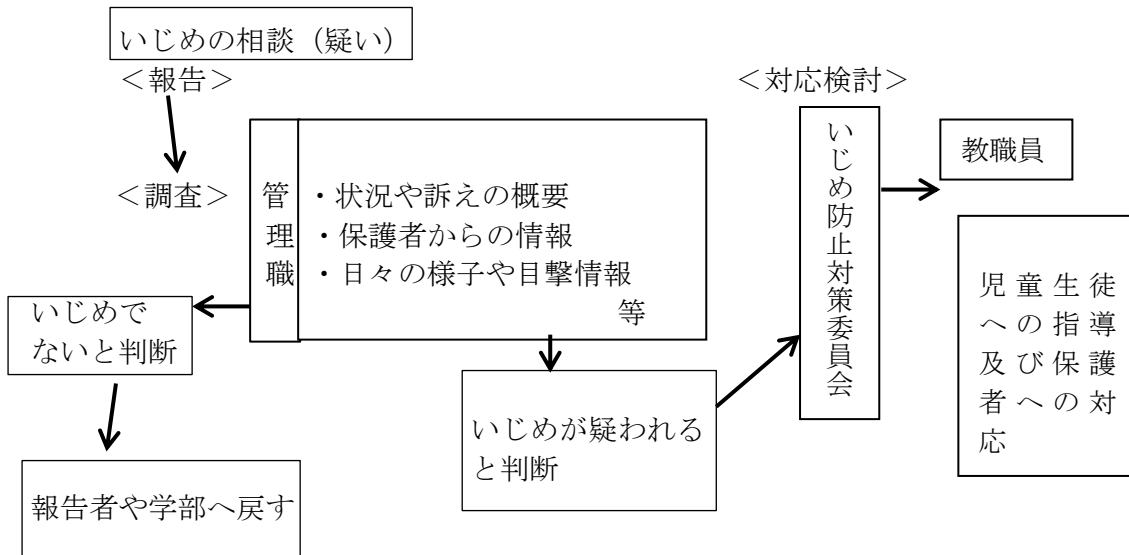
② 委員会は必要に応じて校長が召集する。また、校外委員の招聘については校長の指示により決定する。

③ いじめの兆候を把握したときやいじめの相談情報等があった場合は、その都度臨時開催とする。

(2) いじめに対する対応

① いじめが疑われる場合

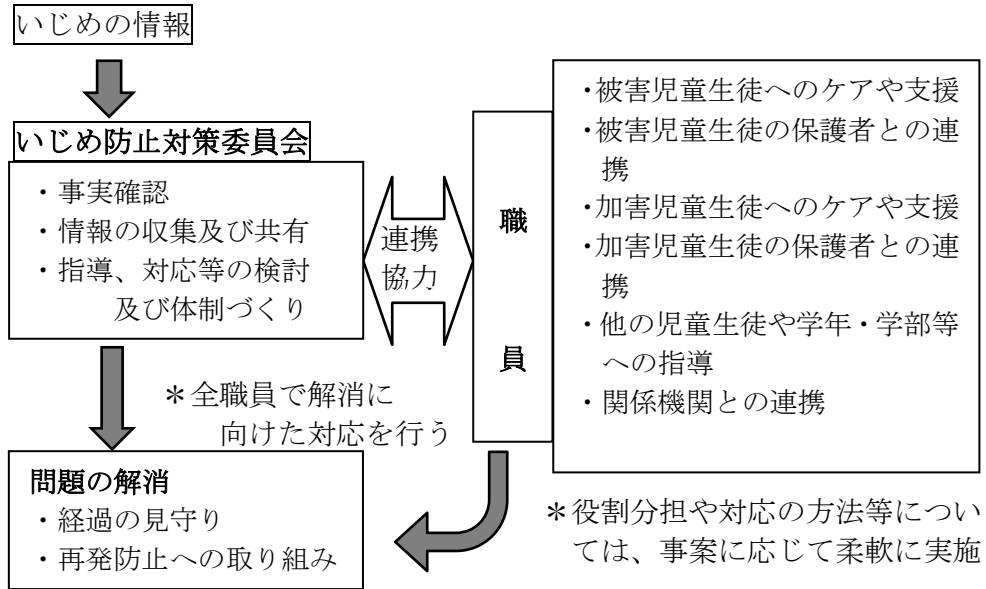
担任等は、児童生徒や保護者からいじめについての相談や情報を受けた場合は、迅速に学部主事や管理職に報告するとともに事実関係を把握する。校長は「人権尊重教育推進委員会及びいじめ防止対策委員会」を招集し、いじめの疑いに関する情報を迅速に収集し、その対応について検討し全職員で共有する



② いじめの事実が確認された場合

早急に校長が「いじめ防止対策委員会」を召集し、情報の召集及び記録、情報の共有、いじめの事実確認を行うと共にいじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒やその周囲の児童生徒への指導、保護者への対応や関係機関との連携をいつ、だれが、どのように行うか等について決め、全職員に周知する

<いじめ解消に向けた取組>



4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第 28 条）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態発生時の基本的対応

- ① 管理職への情報報告を迅速かつ正確に伝える。
- ② 躊躇なく県教育委員会をはじめ関係機関へ報告し、支援を求める。
- ③ 児童生徒、保護者へ正確な情報を迅速に伝え、二次被害を防止する。
- ④ 事案によっては、専門家を加えるなどし、対応する。

(3) 保護者への対応

保護者会を開催し、趣旨説明、情報提供及び対応策を提示し、すべての子どもを守り、より良い方向に向かえるよう学校と保護者が対応すべき方向を明確に伝え共通理解を図る。

(4) 外部への対応

県教育委員会と連携し、対応の窓口を一本化する。なお、取材要請があった場合は県教育委員会と相談しながら学校運営に混乱を招かないよう配慮する。